

(6) 公共交通の利便性

公共交通の利用圏（駅等からの距離）と、交通機関（鉄道、軌道、バス、旅客船）のサービス水準（運航本数）をもとに、公共交通の利便性を下表のように定義しました。

表 4.1 公共交通の利便性定義

別種	バス、軌道、旅客船					
	駅等からの距離	バス停・電停から 300m 以内 又は 旅客船ターミナルから 1,000m以内			バス停・電停から 300～1,000m	バス停・電停から 1,000m 超 かつ 旅客船ターミナルから 1,000m超
		運行本数	片道 3(便/ピーク時)以上 又は片道 30(便/日)以上	片道 3(便/ピーク時)未満 かつ片道 3～30(便/日)	片道 3(便/ピーク時)未満 かつ片道 3(便/日)未満	
鉄道	駅から 700m 以内	片道 3(便/ピーク時) 以上又は 片道 30(便/日)以上	便利			
		片道 3(便/ピーク時) 未満かつ 片道 3～30 (便/日)	準不便			
		片道 3(便/ピーク時) 未満かつ 片道 3(便/日)未満	不便			
	駅から 700～1,000m		不便			
	駅から 1,000m 超		空白			

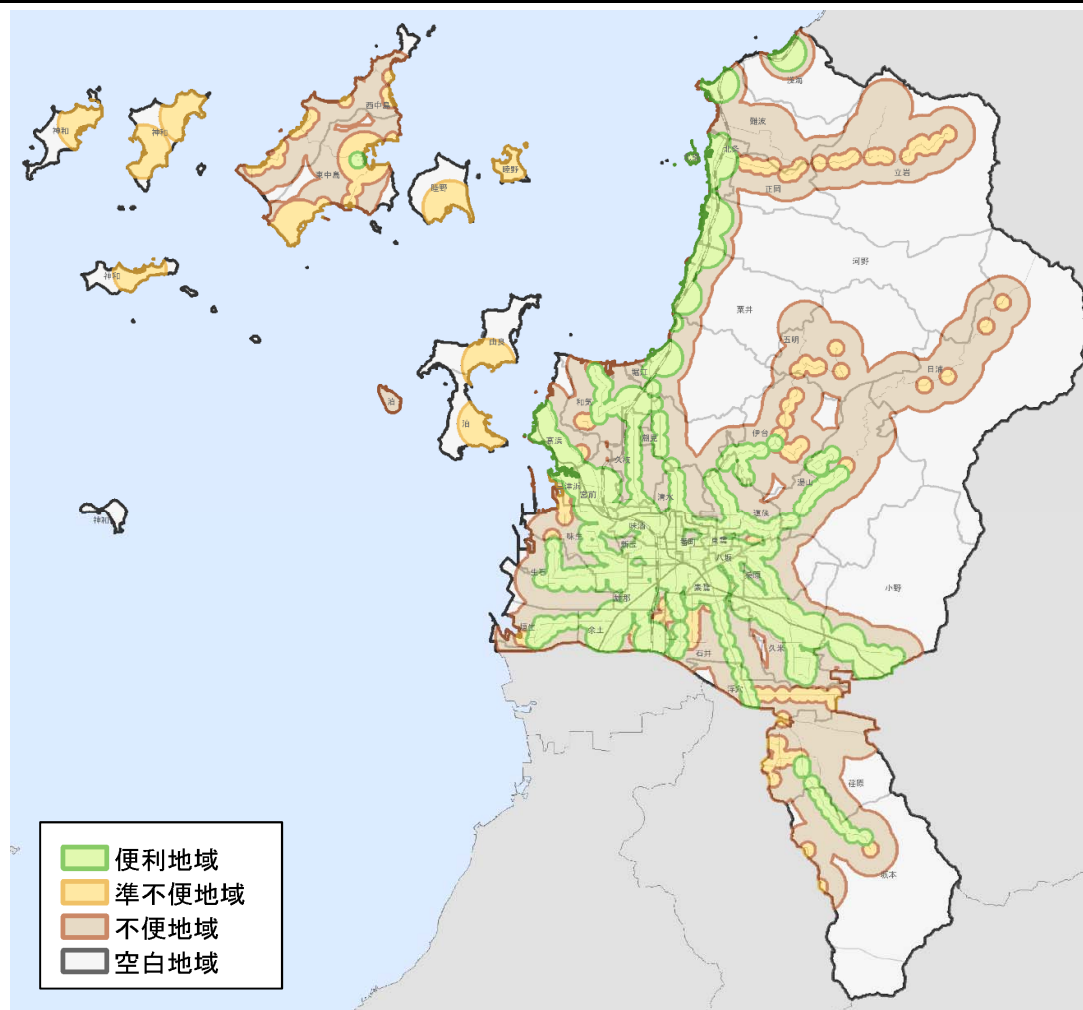


図 4.20 公共交通の利便性定義

(7) 市内バス路線の補助

市内バス路線に対する補助金額は約 9,000 万円であり、そのうち約 65%(約 5,900 万円)は市の補助金です。

補助金の内訳を事業者別にみると、伊予鉄バス株式会社が約 87%、中島汽船株式会社が約 13%です。

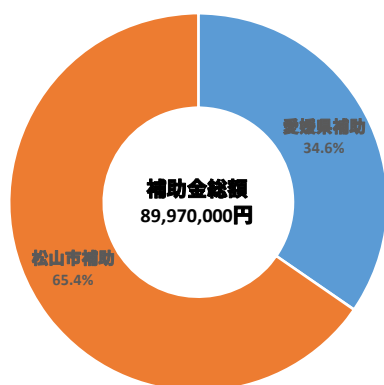


図 4.21 補助金額の内訳（県・市の内訳）

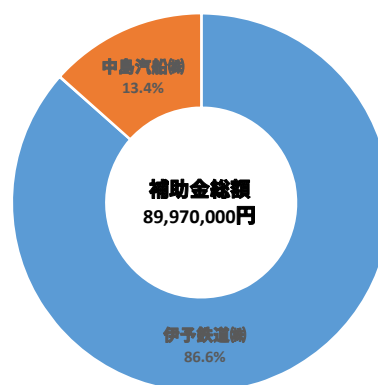


図 4.22 補助金額の内訳（事業者別の内訳）

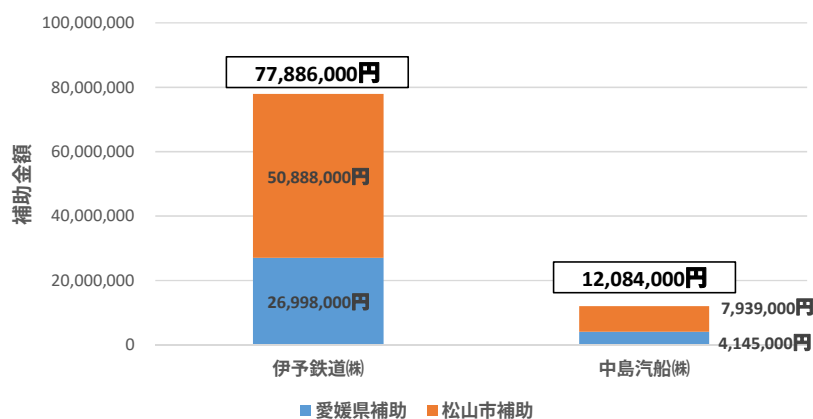


図 4.23 事業者別の補助金内訳（2015（平成 27）年度）

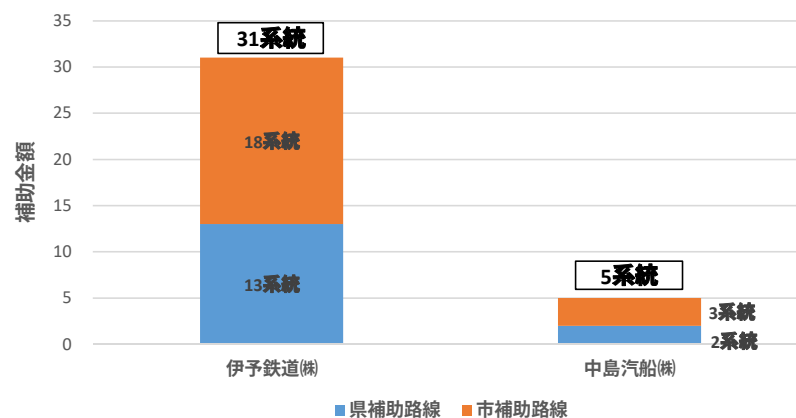


図 4.24 事業者別の補助対象系統内訳（2015（平成 27）年度）

(8) 市内バス路線の補助の状況

伊予鉄道株式会社については、県補助で 10 路線（13 系統）、市補助で 10 路線（18 系統）の合計 17 路線（31 系統）で補助を受けています。

中島汽船株式会社については、県補助で 1 路線（1 系統）、市補助で 4 路線（4 系統）の補助を受けています。

表 4.2 路線別の補助内容

No.	路線名	補助の種類	
		県補助	市補助
1	東西線		1系統
2	都心循環東南線	1系統	
3	8番線	2系統	
4	10番線		
5	砥部線		
6	森松～横河原線		1系統
7	丹波線	1系統	3系統
8	拝志線		2系統
9	川内線		
10	勝岡線		
11	河中線		1系統
12	五明線	2系統	2系統
13	北条線		
14	立岩線		4系統
15	松山観光港線		
16	三津・吉田線	2系統	
17	今出線	1系統	2系統
18	松山中央公園線	1系統	
19	北伊予線	1系統	
20	松山空港線		
21	市坪・はなみずき線		
22	電車連絡久米窪田線	1系統	
23	平和通り線		1系統
24	電車連絡梅本ループ線		1系統
25	松前町ひまわりバス		
26	三津ループ	1系統	
27	特急バス・リムジンバス		
合計		10路線 13系統	10路線 18系統

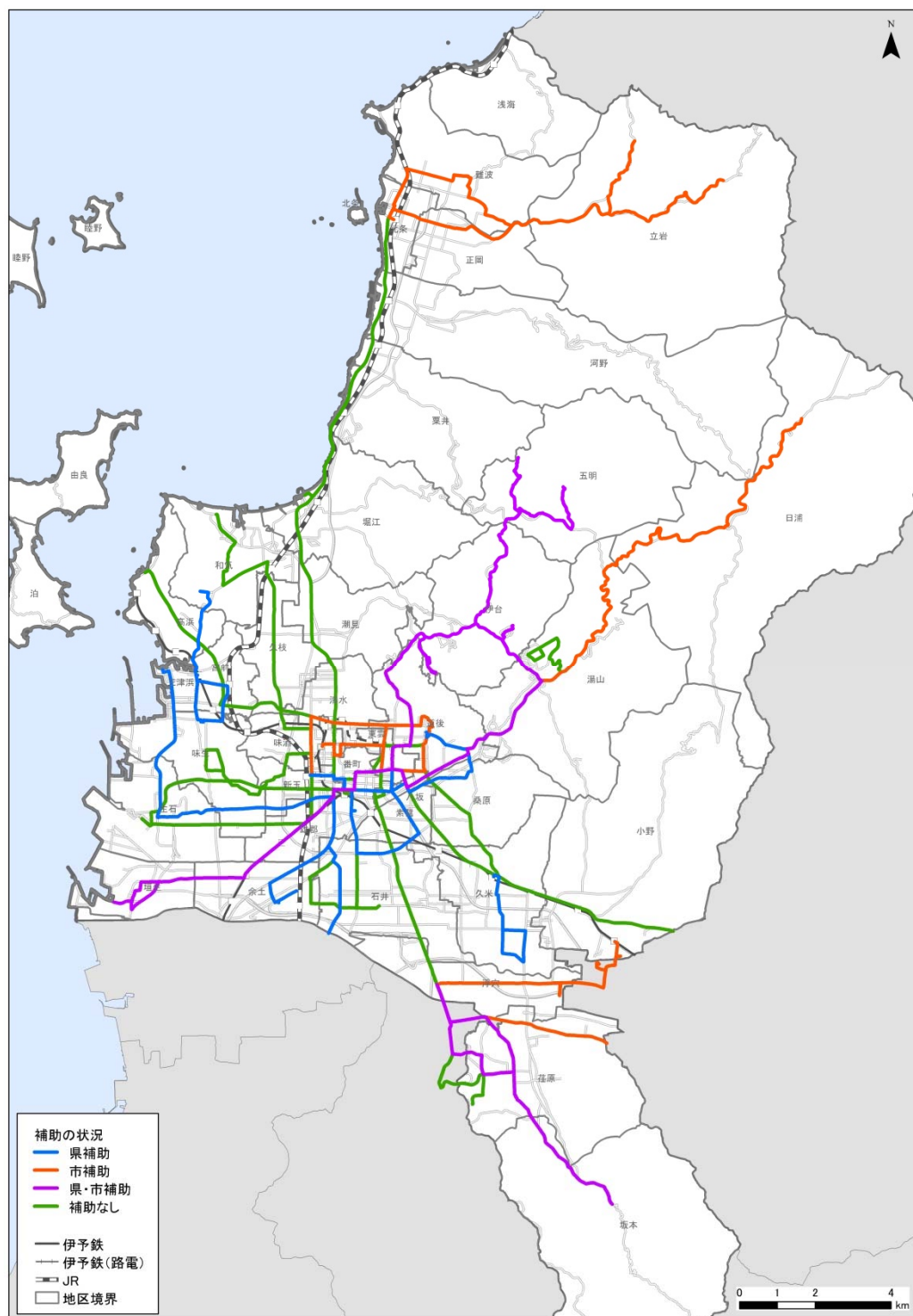


図 4.25 伊予鉄道の補助の状況 (2017 (平成 29) 年度)

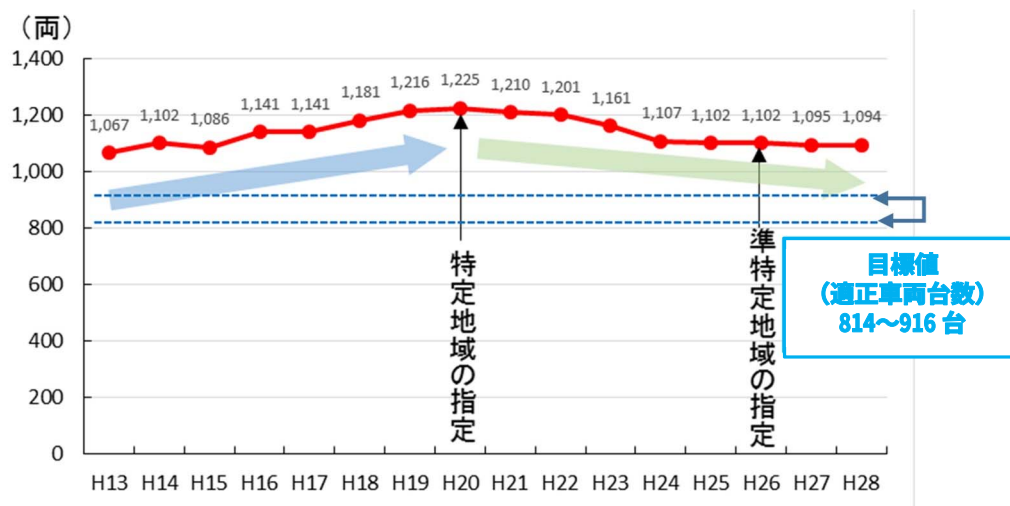
4.2.3 タクシー・乗合型公共交通の現状

タクシー車両数は2008（平成20）年度をピークに減少していますが、2016（平成28）年度では適正とされている車両数を超過しています。

タクシー1車当たりの走行キロは減少傾向であり、10年間で約2割減少していますが、2009（平成21）年度以降は横ばい傾向にあります。

郊外部や中心部の一部に乗合型公共交通不便地域が点在しています。

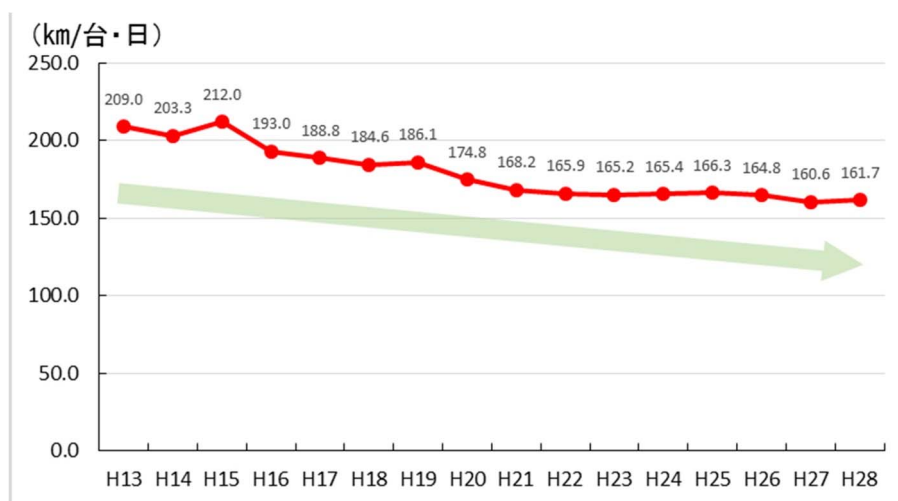
タクシー営業所は中心部に集中しています。郊外部でも点在し、鉄道・バス交通を補完する移動手段として利用されています。



松山交通圏：松山市（島嶼部除く）、東温市、砥部町、松前町

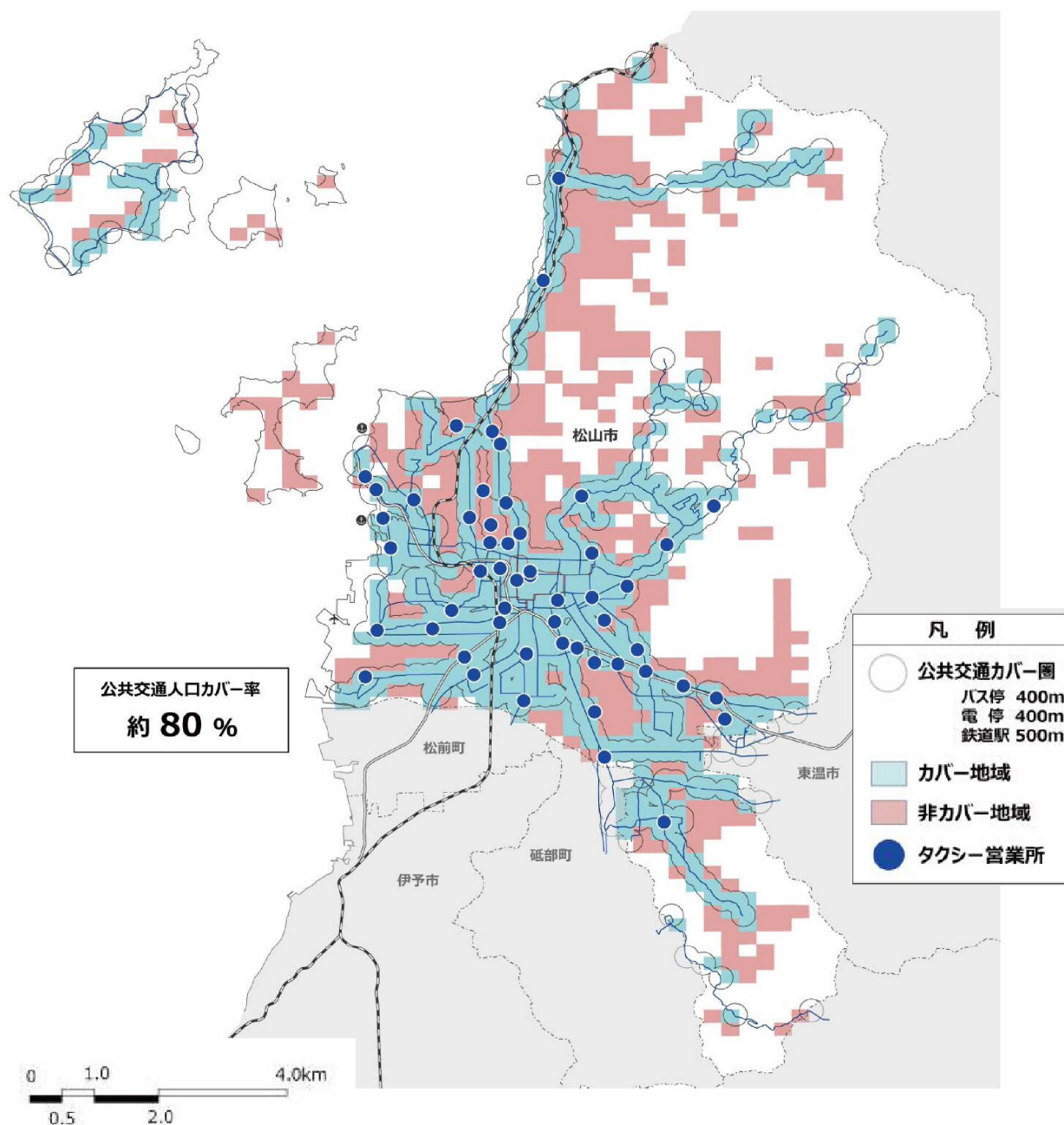
出典：国土交通省 四国運輸支局 愛媛陸運支局

図 4.26 タクシー車両数の推移



出典：国土交通省 四国運輸支局 愛媛陸運支局

図 4.27 タクシー1車当たりの走行キロ数の推移



※人口は 2010（平成 22）年国勢調査メッシュ人口、タクシー営業所は 2012（平成 24）年 1 月時点
出典：「交通不便地域における地域公共交通導入に向けた調査検討業務」報告書(2014（平成 26）年)

図 4.28 乗合型公共交通カバー圏域